

法人土地基本調査における行政情報の利用に関する問題点の整理

1 概要

法人土地基本調査では、平成 10 年度実施の際に、統計審議会、経済団体連合会等から、「記入者負担軽減のために、既存の行政資料の活用を図る」旨の提案を受けており、平成 13 年に実施した土地基本調査予備調査では、上記提案へ対応すべく、特段の指摘のあった法人建物調査における固定資産課税台帳データの利用についての検討を行い、実施可能性の可否を検証している。

ここでは、平成 13 年法人建物調査予備調査における課税台帳データの利用（当該市町村等の情報公開条例等に基づく）並びに法人への台帳の閲覧の許諾、調査票への家屋情報の転記等について、調査主体（国）及び調査客体（法人）の作業量及び集計された課税台帳データを利用する場合の法人建物調査の実施についての検証結果から得られた知見を報告し、行政情報の利用に関する問題点の整理を行う。

2 固定資産税課税台帳の利用可能性についての検証

課税台帳データの利用による必要な統計情報の補足については、そもそも課税台帳の閲覧自体、「各企業の許諾が必要」である。

そこで、各企業から許諾を得ることを前提とした調査実施体系の試案を策定し、これに基づいて、調査実施者及び関係機関との協議を重ね、各方面から台帳データの利用方策を検討した。

平成 13 年度法人建物調査予備調査では、以下の 3 調査を行っている。

(1) 実地調査 A

固定資産税課税台帳（家屋課税台帳）の閲覧への許諾の可否についての意向、許諾しない場合の理由、あるいは台帳の閲覧に関する委任状作成への協力の可否を調査した。

(2) 実地調査 B

実地調査 A で協力が得られた 5 都県（岩手県・東京都・三重県・滋賀県・鹿児島県）に閲覧関係書類の作成を依頼し、台帳を利用する際の法人建物調査における被調査側と調査側の作業量を把握した。

具体的には、被調査側における委任状の作成及びプレプリント済み調査票の確認要する作業量、調査側における委任状の作成依頼、委任状の回収・集計、台帳の閲覧・データ集計、プレプリント済み調査票の作成・送付及びプ

レプリント済み調査票の回収・集計に要する作業量を検証した。

(3) 実地調査 C

回収した閲覧関係書類を集計し、家屋課税台帳閲覧のための「建物所在市区町村別建物一覧表」の作成した上で、法人から送付された委任状により、各市町村（東京都特別区の場合は都税事務所）で課税台帳を閲覧・転記し、法人ごとにデータの集計を行った。

さらに、課税台帳データによる調査事項の補足度合いについて、予備調査結果と課税台帳データを比較して、データ精度の面から家屋課税台帳の利用が可能かどうかを検討。

3 検証結果から判明した問題点

平成 13 年法人建物調査予備調査の調査結果から判明した法人建物調査における課税台帳データの利用についての問題点は以下のとおりである。

(1) 調査側の作業負担の増大

実地調査 B から、課税台帳データを利用した調査方法では従来の統計調査方法に比べて調査に要する 1 法人当たりの時間は 250 分、費用は 1,319 円それぞれ増加するという試算結果が得られている。

したがって、法人建物調査の調査対象法人数を 50 万法人とし、そのうち建物を所有する法人の割合を平成 10 年法人建物調査結果から 43.2%とすると、調査に要する時間は約 90 万時間、費用は約 2 億 8500 万円それぞれ増加することになる。

(2) 調査客体に生じる新たな作業負担

調査客体は自らが所有する建物について、建物が所在する市区町村ごとに台帳閲覧に係る委任状を作成するという新たな作業が発生する。

実地調査 B から、この委任状作成に要する 1 法人当たりの所要時間は 17.6 分と試算される。

ただし、上記(1)及び(2)の試算値については、調査対象法人が所有する建物全てについて、課税台帳の閲覧やレプリント済み調査票の作成を行ったわけではないこと、調査対象法人が所有する 1 法人当たりの建物数が、平成 10 年法人建物調査におけるそれを上回っていることに留意する必要がある。

(3) 課税台帳にデータの記載のない法人が存在

建物に係る固定資産税が非課税となっている組織形態の法人（宗教法人、

学校法人、社会福祉法人)については、市区町村の家屋課税台帳にデータが記載されていない場合が多いことが判明した。

(4) 法人建物調査の調査事項と課税台帳データとの不一致

法人建物調査の調査事項のうち、以下の項目は台帳に記載がなく、別途調査する必要がある。

敷地の権原、 建物の貸付の有無、 建物の有形固定資産額

(5) 調査票の回収率低下の恐れ

実地検証Bから、台帳閲覧を承諾した107法人のうち、プレプリント調査票を正誤確認し返送したのは80法人(74.8%)であった。

委任状の作成、家屋課税台帳の閲覧、プレプリント調査票の正誤確認の作業工程毎に徐々に回収率が低下しており、調査客体数を本調査と同様とした場合、従来の調査方法よりも最終的な回収率が低下する可能性が大きい。

(6) 調査期間の長期化

課税台帳データを利用する方法では作業工程が増えるため、従来の方法に比べて調査期間が少なくとも約2ヶ月は延びることが予想される。

(7) その他

実地検証の結果からは必ずしも明らかとなっているものではないが、上記(1)～(6)の問題点に加え、以下のことが懸念される。

市区町村担当者の作業負担

課税台帳データの電子化の達成状況によっては、対象法人(1市区町村当たり数百～数千法人)の課税台帳データをコピー又は閲覧可能な状態にするためには、市区町村担当者に多大な作業負担がかかることになる。

共有物件の記載

市区町村によっては、他の法人との共有の場合、当該法人が筆頭でなければ当該法人の名寄せ帳には記載されない場合がある。

4 総括

以上のように、行政情報の利用に関して、国土交通省及び協力を得られた有意の5都県(岩手県・東京都・三重県・滋賀県・鹿児島県)に実態把握の協力依頼を行い、協力依頼と実態把握のための様式を郵送し、実施5都県は、各々の市町村に対する督促と回収・審査の上、国土交通省へ定められた期日までに関係書類の送付を依頼する実地調査を行った。

さらに、その回収された閲覧関係資料を集計し、転写・複写した家屋課税台帳のデータを法人別に集計することにより、統計情報という側面からも行政情報の利用可能性について検討を行った。

しかしながら、行政が自由に課税台帳を閲覧することができないため、法人の委任状が必要であること、課税台帳データのフォーマットが市区町村ごとにばらばらであり、これらを集計・分析するのに膨大な作業量が発生する等の問題が壁となり、現状では、行政情報の法人土地基本調査への利用については非常に困難であると言わざるを得ない。